

「被災市町村からの事務手続きの緩和・簡素化等の要請」（概要）

平成 25 年 4 月 5 日
全 国 市 長 会 会
全 国 町 村 会

全国市長会・全国町村会では、被災市町村に対し、全国の市区町村から、これまでに2千2百名超の職員派遣を行っているが、被災市町村では膨大な事務が発生し、被災地の復興が遅れる大きな要因の一つとなっているところ。
被災市町村における膨大な事務負担の軽減を図ることが必要となっていることから、被災市町村からの事務手続きの緩和・簡素化等に係る59項目にわたる要請を取りまとめ、その実現を求めるもの。

1. 災害復旧・復興事業関係

- 【1】 災害復旧事業は各省、復興事業は復興庁と担当が分かれ、同一箇所の事業であっても事業ごとに協議・工事監理・補助申請等が必要。両事業の補助金、協議省庁の一元化を図ること。
- 【6】 防災集団移転促進事業を、土地収用制度の収用適格事業化するとともに、移転促進区域内の土地買取りに山林・原野等すべての土地を対象とすること。
- 【9】 法務局の復興事業に対する理解が乏しく、登記業務において事務の流れ・法運用が平時と同様。登記業務の弾力的な対応を図ること。
- 【12】 復興事業に係る土地利用の転換・再編に係る復興特区法でのワンストップ処理については、事務負担の軽減効果が十分でないので、実施自治体に土地利用に係る権限移譲を行うこと。
- 【13】 被災者の円滑な住宅移転の促進のため、農地転用制限の例外規定に、市町村が行う住宅再建に係る復興整備事業を対象とすること。
- 【16】 ほ場の整備において、農地の複雑な相続に伴う膨大な事務が発生。相続財産管理人選任の要件緩和・供託制度の活用を図ること。
- 【17】 災害査定において、資料の簡素化・様式統一、査定期間の確保を図ること。
- 【18】 災害復旧事業では、原形復旧にとらわれすぎない柔軟な対応を行うこと。など

2. 予算・財政、計画等関係

- 【24】 復興交付金の申請には省庁ごとに異なるため、書類・提出方法の統一を図ること。

- 【28】 災害復旧・復興の事業期間は3年以上を要すると見込まれるため、繰越・事故繰越等に係る事務簡素化、事故繰越の要件緩和を図るとともに、再事故繰越を認めること。
- 【32】 会計検査院の複数部署から短期間に複数の検査を受け、検査内容の重複もあり。実施時期や検査視点、検査方法等を十分に調整すること。
- 【35】 地方分権改革における権限移譲について、被災市町村の意向に基づき、施行期日の延長、県代行など弾力的な運用を可能とすること。など

3. 調査等の簡素化

- 【38】 過年発生災害復旧事業の再調査は3年目に行うこととなっているが、人員が割かれ復旧が遅れる恐れ。再調査時期の延期を行うこと。など

4. 被災者支援関係

- 【48】 災害援護資金貸付金の回収は相当の困難が予想されるため、国において専門回収機構等を設置し、債権回収を実施すること。また、債権消滅が適当と市町村が判断した場合、国はその判断を尊重する仕組みとすること。など

5. 原子力災害・除染・廃棄物処理関係

- 【53】 8,000 ベクレル以下の放射性物質汚染廃棄物についても、国、県が主体となり早期に処分すること。

6. 人的支援体制の整備

- 【56】 中長期的な職員派遣に係る費用を、派遣元市区町村に国が直接交付できるようにすること。など